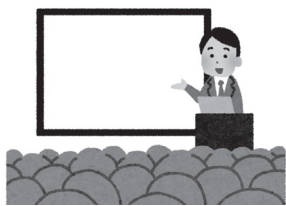


市役所「出前講座」



出前講座は、市職員が講師として出向き、ご希望のテーマについてご説明するものです。28年度は「函館市の人口減少対策」「生活困窮者自立支援制度」「子ども条例」など新たなテーマが増え、全94テーマとなっています。

出前講座のテーマ一覧は市のHPに掲載しているほか、市役所本庁舎の1階iスペースや各支所で配布していますので、ぜひご覧ください。

主な講座テーマと担当課 ★=新テーマ ♥=人気テーマ

★函館市の人口減少対策

企画部新計画策定担当 ☎21-3821
「函館市人口ビジョン」「函館市活性化総合戦略」について

★生活困窮者自立支援制度

生活支援第1課 ☎21-3089
生活困窮者への支援制度の概要と取組について

★子ども条例

子ども企画課 ☎21-3946
子どもや子育て家庭への支援に関する考え方や取組内容などについて

♥マイナンバー制度

行政改革課 ☎21-3668
マイナンバー（個人番号）制度の概要について

♥健康づくり・健康増進

健康増進課 ☎32-1515
・生活習慣病
・メタボリックシンドローム
・たばこと健康
・熱中症
・ロコモティブシンドローム
・健診結果の見方
などの各種テーマについての講話

♥災害に備えて

総務課 ☎21-3648、東部4支所
函館市の災害対策と家庭や地域での取組について

♥介護・高齢者福祉制度

高齢福祉課 ☎21-3025
介護保険および高齢者のための各種制度・サービスについて

対象

市内に在住・勤務するおおむね10人以上のグループ

費用

講師料は無料ですが、会場の利用料がかかる場合は受講者に負担していただきます。

会場

申込みされたグループが用意した会場で行います。

開催日時

原則として平日の午前10時～午後9時の時間帯で90分以内とします。それ以外をご希望の方はご相談ください。

申込方法

開催予定日の3週間前までに、ご希望のテーマの担当課へ直接お申込みください。

HP ひとりで悩まずご相談を 市民特別相談《予約制》

■市役所市民相談室（☎21-3136）

種別	曜日	時間	内容
弁護士による法律相談	水・金曜日	午後1時～3時	・金銭の貸借 ・契約上のトラブル ・相続、遺言 ・離婚問題、慰謝料 ・その他民事問題
司法書士による登記等の相談	第2・3・4木曜日	午後1時～3時	・不動産や法人の登記手続き ・訴状や調停、供託の手続き ・相続、贈与等
行政書士による法律手続相談	第1火曜日	午後1時～3時	・各種書類の作成方法 ・家賃の催促 ・相続、贈与の手続き
不動産鑑定士による土地・家屋相談	1月～6月 第2・4木曜日 7月～12月 第2木曜日	午前10時～正午	・土地、建物等の価格 ・賃貸借料、権利金等 ・明け渡し等の賃貸借契約等
人権擁護委員による困りごと・心配ごと相談	第1・3火曜日	午前9時半～11時半	・夫婦や親子関係のもめごと ・職場・学校でのいじめ問題 ・家庭内暴力、隣近所のいやがらせ、不当な差別等

日々の暮らしの中で生じるさまざまな問題について専門家のアドバイスを受けられる窓口です。

相談を希望する方は、来庁または電話で、日時と内容をご予約ください。



■亀田支所市民相談室（☎45-5581）

種別	曜日	時間	内容
弁護士による法律相談	第1・3火曜日	午後1時～3時	・金銭の貸借 ・契約上のトラブル ・相続、遺言 ・離婚問題、慰謝料 ・その他民事問題